

身体障がい者の方が自動車運転免許を取得する費用を助成します

◆対象者（以下のすべてに該当する者）

- ・身体障がい者手帳の交付を受けている者（視覚障がい者を除く）
- ・免許取得日から申請日まで本市に住所を有する者（住民基本台帳に記録されている者）
- ・就労、通院、通学等のために免許を取得する者
- ・法律に規定する自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障がい者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を習得し、免許を取得した者（限定解除の者を除く）

※免許取得後、身体障がい者となり臨時適性検査により免許の更新をしようとする方は、助成対象外です

◆助成額

10万円を上限に、教習費の3分の2以内の費用を助成

◆所得制限

なし

◆申請手順

- ① 免許取得後**6ヶ月以内**に障がい福祉課へ申請
- ② 1週間程で支給決定の可否を通知
- ③ 支給が決定してから約1か月程度で本人の指定口座に助成金を振込み

◆申請に必要なもの

- ① 運転免許証の写し
- ② 免許取得に要した経費を明らかにしたもの
- ③ 振込先口座を確認できるもの

【問合せ】

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市役所 障がい福祉課 給付担当

【TEL】(0565)34-6751

【FAX】(0565)33-2940

【E-mail】shougai_hu@city.toyota.aichi.jp